

国住指第 4 7 2 5 号

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

給湯設備の転倒防止に係る技術基準の改正について（技術的助言）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、「電気給湯器等の転倒防止措置について（技術的助言）」（平成 23 年 9 月 7 日付け国住指第 1672 号）により、建築物に設ける電気給湯器等の転倒防止措置の考え方について通知したところですが、今般、建築物に設ける給水、排水その他の配管設備のうち、電気給湯器、ガス給湯器、石油給湯器等の給湯の用に供する配管をされた設備（以下「給湯設備」という。）の地震等に対して安全上支障のない構造方法について、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1388 号。以下「本告示」という。）を一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日に施行されることとなっておりますので、改正後の本告示の運用について、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

なお、本告示の施行に伴い、平成 23 年 9 月 7 日付け国住指第 1672 号から国住指第 1672-8 号までは廃止します。

記

（1）改正の概要

本告示の改正は、給湯設備の地震等に対して安全上支障のない構造について、建築物の部分等への設置方法別にアンカーボルト等の仕様及び構造計算の方法を定めたものである。

## (2) 適用の範囲について

本規定は、給湯設備のうち、満水時の質量（支持構造部の質量を含む。）が15キログラムを超えるものに適用される。ただし、本告示第二に規定する屋上水槽等に該当するものには適用されない。

また、給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合は、当該給湯設備は本規定の対象外となる。具体的には、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合において著しい破壊を生じない丈夫な壁、囲い又は扉等により給湯設備が囲まれている場合が該当する。また、給湯設備が転倒、移動するおそれがある場所を維持管理以外の目的で人が通行しないなど、当該場所を人が利用することが通常想定されない場合も本規定の対象外となる。

なお、パイプシャフト等により一部に丈夫な囲いが設けられ、給湯設備が特定方向のみに転倒、移動するおそれがある場合は、当該特定方向についてのみの転倒、移動等の防止措置について確認することとなる。

## (3) アンカーボルト等の引張耐力について

給湯設備を緊結するアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。）に関しては、第五第1号から第3号までに規定するアンカーボルト等のほか、計算値や試験値などにより同等以上の引張耐力が確かめられたアンカーボルト等を使用することができる。

## (4) 本告示第五第4号の計算ルートについて

本告示第五第1号から第3号までの規定によらず、第4号に規定する構造計算により安全上支障のないことを確認することができる。

## (5) 建築確認・検査について

建築確認・検査の際には、建築基準法施行規則第1条の3第4項の表1の(十)項に規定する「構造詳細図」に明示された「昇降機以外の建築設備の構造方法」により本規定への適合について確認することとなる。

また、定期検査報告においては、平成20年国土交通省告示第285号の別記第4号に規定する検査結果表の「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況」及び「ガス湯沸器の取付けの状況」の検査結果欄により確認することとなる。